

私が考える男女共同参画とは、子どもから年配の人、外国の人など、全ての人が生きやすい社会を作ることを目指し、考え、行動することです。

そのためには家庭、学校、地域社会、職場など日常生活のさまざまな場面で男女共同参画の視点を意識していく必要があります。

今年度、男女共同参画推進懇話会では、アンコンシヤスパイアスについての研修を行いました。アンコンシヤスパイアスとは、無意識の偏見という意味です。

・最近の若者は根性がない人が多く、仕事に対する心構えが甘い
・母親は仕事より子どもを優先するものだ
・父親は一家を支える収入を得るべきだ
・定時に帰ろうとする同僚にイヤとするところがある

例えば、この4つの考え方について、そう思うこととそう思わないことがあると思います。これは、無意識の思い込みチェックリストの一部で、省みることで自分の価値観を可視化することができます。自分の考え、認識が正しいという思い込みが職場の人たちに対する態度に出ていないか。同じ価値観同士で違う価値観の人たちにハラスメントをしていないか。など自分の思い込みが気づき、相手を理解することが大切です。

昨年1月に開催した、気づきうなずきフェスティバルで、LGB TQについての講演会をしました。講演会後のアンケートでLGB TQの人たちをどうしても受け入れられないという考えの人もいました。もちろん個人の考えなので、そのことを責めることはできません。しかし理解をする努力をし、今までの自分の価値観だけではなく、多様な価値観があることに気づくことで、誰もが住みやすい社会、より良い職場になっていくと思えます。



▲市ホームページ 男女共同参画

こんにちは
こちら消費生活センターです

●問い合わせ先 市消費生活センター(安全安心課内) ☎096(2)485442
相談受付時間 平日 午前10時〜午後4時

架空請求詐欺に注意しましょう

事例1
携帯電話に+（プラス）から始まる12桁の番号から電話があった。いつもは知らない番号からの着信には出ないのだが、うっかり出たところ、大手電話会社をかたり未納料金があると言われた。利用していない電話会社だったので電話を切った。情報提供する。

(80代 男性)

解説
+（プラス）から始まる電話は国際電話です。電話に出たことにより高額な料金を請求されたり、個人情報を知られてしまう可能性があります。また電話を折り返すことにより、高額な通話料金を請求されることもあります。

携帯電話の場合、登録のない番号からの着信には出ないようにしましょう。

固定電話の場合は、留守番電話にしておくのも被害防止につながります。

事例2

『訴訟最終告知』と書かれたはがきが届いた。最終期日が今日までになっている。連絡をしないと給与や財産を差し押さえるとのこと。これまでに請求書などは来ていない。

(60代 女性)

解説
何らかの方法で入手した名簿を元に、手当たり次第にはがきを送っており、個人を特定して送っているものはありません。電話をかける、裁判の取り下げ費用などの名目で高額な費用を請求されます。一度払ってしまうと次々に請求され、被害が拡大するケースもあります。

また、住所は知られていますが電話をかけることによって、電話番号も知られてしまい、別の方法で請求してくる可能性もあります。不審な電話やメールには注意しましょう。

架空請求かどうか判断がつかなかったり、不安に思ったときは消費生活センターへ相談しましょう。



▲消費生活センター



空家等対策の推進に関する 特別措置法の一部を改正する法律が 令和5年12月13日より施行されました。



空き家は放置せず、「仕舞う」・「活かす」で住みよい街に。



空き家の対処に困ったら、早めに空き家のある市区町村の窓口、または不動産・相続などの専門家へ相談を。

空き家対策に関する情報はホームページをご覧ください。

🔍 空き家対策 国土交通省



<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/akiya-taisaku/index.html>

●問い合わせ先 都市計画課 建築住宅班 ☎096-248-1111 国土交通省

▶今回の改正について

これまで、危険な空き家(特定空家)として指導・勧告された物件は、固定資産税の『住宅用地特例』が解除されることにより固定資産税が増額となっていました。しかし、今回の改正法で特定空家になるおそれがある空き家(管理不全空家)も新たに指導・勧告の対象となり住宅用地特例が解除されることになりました。住宅用地特例が解除されると、土地の固定資産税が最大6倍になる可能性があります。

▶空き家でもしっかり管理しましょう

空き家は個人の財産であり、所有者・管理者は、防災・衛生・景観などの観点から地域住民の生活に悪影響をおよぼさないように、空き家を適切に管理する義務があります。空き家は放置せず、定期的な換気や樹木の剪定、空き家の修繕・解体または管理を民間業者などに委託するなど、適正な管理をお願いします。

▶空き家対策の取り組み

本市では『空き家バンク』を開設しています。空き家バンクとは、空き家の賃貸または売却を希望する所有者から情報提供を受け登録した物件情報を、移住・定住などを希望する人に提供し、空き家を有効活用できる取り組みです。また、空き家の相談窓口として、株式会社こうし未来研究所が市内の空き家に関する窓口業務を受託しています。空き家問題に関する司法書士相談会などを行なっていますので、空き家の管理に悩んだら、お気軽にご相談ください。

空き家に関する問い合わせ先

株式会社こうし未来研究所
(御代志1661-1 ルー口合志109号室)

空き家専用ダイヤル
☎096-288-3731
☎096-327-8376